

登録者情報

登録番号	登録年月日 (登録情報の 変更年月日)	登録期間	認定事業主	事業(活動)区域
R8-4	R8.8.19 ()	R8.8.27~R13.8.26	○	二本松市、大玉村、 福島市、本宮市、 郡山市
商号又は名称		代表者氏名	主たる事務所の 所在地	電話番号
有限会武田林産		武田義盛	二本松市小関105番地	0243.-24-2819

1. 雇用の状況

林業現場 作業職員数 (うち常用)	事務系等職員数 (うち常用)	雇用管理者の 選任の有無	雇用に関する 文書交付の有無		
21 人 (21 人)	0 人 (0人)	有	有		
社会・労働保険等への加入状況					
労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
21 人	5.2 %	21 人	8 人	8 人	21 人
登録情報の変更時点の状況(年 月 日)					
林業現場 作業職員数 (うち常用)	事務系等職員数 (うち常用)	雇用管理者の 選任の有無	雇用に関する 文書交付の有無		
人 (人)	人 (人)				
社会・労働保険等への加入状況					
労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
人	%	人	人	人	人



5年後の目標 林業現場作業職員数 (うち常用)	5年後の目標 事務系等職員数 (うち常用)
25 人 (25人)	0 人 (0人)

※職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。

※社会・労働保険等への加入状況には、林業現場作業職員及び事務系等職員の加入状況を記載すること。

※退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注1 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注2 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

2. 技術者・技能者の数

技術者・技能者数						
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネージャー	森林施業 プランナー	森林経営 プランナー	森林作業道 作設 オペレーター	
			認定	認定		
2 人	3 人	1 人	1人	人	人	人
技術者・技能者数						
技術士	林業技能士 (1級または2級)	その他の 技能士	林業技士	フォレスター (森林総合監 理士)		
人	人	人	1 人	人		

5年後の目標						
技術者・技能者数						
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネージャー	森林施業 プランナー	森林経営 プランナー	森林作業道 作設 オペレーター	
			認定	認定		
4 人	4 人	1 人	1人	人	人	人
技術者・技能者数						
技術士	林業技能士 (1級または2級)	その他の 技能士	林業技士	フォレスター (森林総合監 理士)		
人	人	人	1 人	人		

注1 フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知)」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注3 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。また、認定施業プランナーとは、プランナーとしての能力や実績を森林施業プランナー協会から評価され、認定を受けた者のこと。

注4 森林経営プランナーとは、木材の有利販売、事業体間の事業連携や再造林の推進など、これらの経営を担う者のこと。また、認定森林経営プランナーとは、プランナーとしての能力や実績を森林施業プランナー協会から評価され、認定を受けた者のこと。

注5 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)のこと。

注6 林業技能士とは、職業能力開発促進法に基づき、育林及び素材生産に関する業務について、一定の技能及び知識を有すると認められた者のこと。

注7 その他の技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)のうち林業技能士以外のこと。

注8 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

注9 フォレスター(森林総合監理士)とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

3. 林業機械の保有状況

現状【登録時】										
グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイングヤーダ	タワーヤーダ	フェラーバンチャ	スキッダ	グラップルバケット		
3 台	2 台	1 台	1 台	0 台	0 台	1 台	0 台	1 台	台	台
登録情報の変更時点の状況(年 月 日)										
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台

5年後の目標										
グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイングヤーダ	タワーヤーダ	フェラーバンチャ	スキッダ	グラップルバケット		
4 台	2 台	2 台	2 台	台	0 台	1 台	0 台	2 台	台	台

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないとする。

上記以外の林業機械がある場合は、表右側の空欄に記載すること。

4. 事業量等

実績【事業期間R7年4月1日～R8年3月31日】							
事業区域	福島県 二本松市、大玉村、福島市、郡山市						
	素材生産						
	主 伐			間 伐			
	面 積(ha)	材 積(m³)	生産性 (m³/人日)	面 積(ha)	材 積(m³)	生産性 (m³/人日)	
直営	1	319	5.5	105	8,552	3.5	主伐と間伐の 材積の合計(m³)
請負		-					
合計	1	319		105	8,552		
	造林事業			左記以外の 林業の 事業量	素材生産の 請負がある場 合は、主な業 者名を記載	造林の請負が ある場合は、主 な業者名を記 載	
	植 付(ha)	下刈り(ha)	その他				
	直営	8.59	27.5				
請負							
合計	8.59	27.5	49.2				
経営管理対象森林(ha)							
①所有林(信託を受けた森林を含む)							
うち森林経営計画の対象森林							
②経営管理実施権の設定を受けた森林							
うち森林計経営計画の対象森林							
③5年以上の長期受託森林							
うち森林経営計画の対象森林							
小計				0ha			
うち森林経営計画の対象森林				0ha			
①～③以外森林で森林経営計画を作成している森林							
総計				0ha			

登録情報の変更時点の状況【事業期間 年 月 日～ 年 月 日】							
事業区域	福島県 市(町、村)						
	素材生産						
	主 伐			間 伐			
	面 積(ha)	材 積(m³)	生産性 (m³/人日)	面 積(ha)	材 積(m³)	生産性 (m³/人日)	
直営							主伐と間伐の 材積の合計(m³)
請負							
合計							
	造林事業			左記以外の 林業の 事業量	素材生産の 請負がある場 合は、主な業 者名を記載	造林の請負が ある場合は、主 な業者名を記 載	
	植 付(ha)	下刈り(ha)	その他				
	直営						
請負							
合計							

経営管理対象森林(ha)	
①所有林(信託を受けた森林を含む)	
うち森林経営計画の対象森林	
②経営管理実施権の設定を受けた森林	
うち森林計経営計画の対象森林	
③5年以上の長期受託森林	
うち森林経営計画の対象森林	
小計	0ha
うち森林経営計画の対象森林	0ha
①～③以外森林で森林経営計画を作成している森林	
総計	0ha

5(3)年後の目標【事業期間R12年4月1日～R13年3月31日】							
事業区域		福島県 二本松市、大玉村、福島市、郡山市					
	素材生産						
	主 伐			間 伐			
	面 積(ha)	材 積(m³)	生産性 (m³/人日)	面 積(ha)	材 積(m³)	生産性 (m³/人日)	
直営	2	2,200	11	53	8,500	8	主伐と間伐の 材積の合計(m³)
請負							
合計	2	2,200		53	8,500		
	造林事業			左記以外の 林業の 事業量	素材生産の 請負がある場 合は、主な業 者名を記載	造林の請負が ある場合は、主 な業者名を記 載	
	植 付(ha)	下刈り(ha)	その他				
直営	8.59	27.50	49.20				
請負							
合計	8.59	27.50	49.20				
経営管理対象森林(ha)							
①所有林(信託を受けた森林を含む)							
	うち森林経営計画の対象森林						
②経営管理実施権の設定を受けた森林							
	うち森林計経営計画の対象森林						
③5年以上の長期受託森林							
	うち森林経営計画の対象森林						
小計				0ha			
	うち森林経営計画の対象森林			0ha			
①～③以外森林で森林経営計画を作成している森林							
総計				0ha			

※「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう(以下、「直営施業」という)。

※「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

※目標年次としては、3年後もしくは5年後を選択し、記載すること。

なお、〇年後は、実績の期間の〇年後として設定すること。

(例えば、実績期間をR4.4.1～R5.3.31とし、目標年次を5年後とした場合、目標の事業期間はR9.4.1～R10.3.31となる。)

※素材生産量は丸太材積とすること。

※生産性には、直営施業により実施したものについて記載すること。

※造林事業量のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。

※「左記以外の林業の事業量」の欄には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について記載すること。

※経営管理対象森林とは、林業経営者名簿への登録を希望する林業経営者が、所有権その他の長期間(5年以上)経営管理し得る権利を取得している森林をいう。

※5年以上の長期受委託森林は、受託者の判断で、伐採・販売・造林ができる契約であるものに限る。

5. 主伐後の再造林の確保

(1)主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制

- ・主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制

有して
いる ☒ 今後整備
する ☐ (年後)

- ・連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制

(連携相手等の名称:

☐ ☒ (3年後)

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

※「今後整備する」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内にに取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

(2)適切な更新

- ・自己の所有する森林の主伐にあつては、主伐後の適切な更新の実施

取り組ん
でいる ☐ 今後取り組
む ☒ (3年後)

- ・他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ

☒ ☐ (年後)

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内にに取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

6. 生産管理の取組

- ・作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し

取り組ん
でいる ☒ 今後取り組
む ☐ (年後)

- ・作業システムの改善

☒ ☐ (年後)

- ・その他

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内にに取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

7. 原木の安定供給・流通合理化等

- | | 取り組んでいる | 今後取り組む | |
|---|--------------------------|--------------------------------|--|
| ・ 製材工場等需要者との直接的な取引
(取引先名: 浜崎製材株式会社) | ☐ | ☐ (年後) | |
| ・ 取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷
(取りまとめ機関名: 福島森林管理署) | ☐ | ☐ (年後) | |
| ・ その他 () | | | |

※生産した木材を自ら販売している(今後販売する)場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

8. 造林・保育の省力化・低コスト化

- | | 取り組んでいる | 今後取り組む | |
|---------------------|--------------------------|---------------------------------|--|
| ・ 伐採と造林の一貫作業システムの導入 | ☐ | ☐ (年後) | |
| ・ コンテナ苗の使用 | ☐ | ☐ (年後) | |
| ・ 低密度植栽 | ☐ | ☐ (年後) | |
| ・ 下刈りの省略 | ☐ | ☐ (3年後) | |
| ・ その他 () | | | |

※造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

9. 伐採・造林に関する行動規範の策定等

- | | 策定・遵守済 | 策定・遵守予定 | |
|---|--------------------------|---------------------------------|--|
| ・ 経営体独自の行動規範の策定 | ☐ | ☐ (年後) | |
| ・ 所属する業界団体等による行動規範の策定
(策定主体:) | ☐ | ☐ (年後) | |
| ・ 都道府県・市町村等行政の策定したガイドラインの遵守
(策定主体: 福島県) | ☐ | ☐ (3年後) | |
| ・ その他 () | | | |

※素材生産又は造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

※「策定・遵守予定」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

10. 雇用管理の改善

	取り組んでいる	今後取り組む	
・ 現場作業員の常用化	☐	☐ (	年後)
・ 現場作業職員への月給制の導入	☐	☐ (	年後)
・ 計画的な研修実施などの教育訓練の充実	☐	☐ (	年後)
・ 現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等への加入	☐	☐ (	年後)
・ その他			

※該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

11. 労働安全対策等

	取り組んでいる	今後取り組む	
・ リスクアセスメント	☐	☐ (	年後)
・ 防護具等の着用の徹底	☐	☐ (	年後)
・ 作業現場の安全巡回	☐	☒ (	3年後)
・ 専門家による安全診断・指導	☐	☐ (	年後)
・ 労働災害の発生状況			
→ 過去3年以内に休業4日以上労働災害又は死亡災害が発生の有無	発生していない ☐		発生した ☒
	定めて		
→ (発生したと回答した場合) 発生後に適切な再発防止策の策定	☐		
・ その他			

※該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

※「適切な再発防止策」とは、事故原因の分析に基づき、作業手順の見直し、教育・訓練の実施、安全装備の改善、作業体制の強化等の具体的措置を講じることをいう。

※「適切な再発防止策が定められている場合」については、同種災害の防止策から見て妥当な内容であり、それが現場作業職員を含む組織全員に周知されていることとする。

12. その他知事が定める情報

注1 その他知事が定める情報には、地域への貢献(国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等)、表彰実績、経営の健全性(FSC森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO取得状況、実践体制基礎評価等)、指名停止処分の状況等を記載すること。

注2 注1のうち、実践体制基礎評価とは、林野庁補助事業「森林施業プランナー育成対策事業」実施要領に基づいて、提案型集約化施業(以下「提案型施業」という。)に取り組む林業事業体について、提案型施業を実施する体制が構築されているかを公正・中立な外部機関が評価する仕組みをいう。